

保護者 様

令和6年12月20日

安城市教育委員会

## 南海トラフ地震臨時情報発表時の対応について

日頃は、安城市の教育活動に対し深いご理解とご協力をいただき、誠にありがとうございます。

南海トラフ地震臨時情報発表時における学校の対応について、下記のとおり行ってまいります。ご理解とご協力をお願いいたします。

### 記

#### 1 南海トラフ地震臨時情報発生時の対応

(1) 気象庁より「南海トラフ地震臨時情報（調査中）」が発表された場合

- ・通常どおりの教育活動を行います。
- ・その後の気象庁からの情報により、(2)に基づく対応をします。

(2) 気象庁より「南海トラフ地震臨時情報」が発表された場合

①「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震警戒）」の場合

- ・通常通りの教育活動を行います。  
(県立学校は、登校する生徒が全県にわたることから、市内小中学校とは対応が異なり、臨時休校となります。)
- ・状況に応じて、臨時休校となる場合があります。
- ・保護者への引き渡しも視野に入れ、安全に配慮しながら児童生徒を帰宅させることがあります。
- ・保護者の判断のもと危険が想定される場合は、登校を控えていただいて構いません。(出席扱いとなります。)
- ・この期間の行事等は延期または中止の可能性があります。

②「南海トラフ地震臨時情報（巨大地震注意）」の場合

- ・通常通りの教育活動を行います。
- ・保護者への引き渡しも視野に入れ、安全に配慮しながら児童生徒を帰宅させることがあります。
- ・保護者の判断のもと危険が想定される場合は、登校を控えていただいて構いません。(出席扱いとなります。)
- ・この期間の行事等は延期または中止の可能性があります。

③「南海トラフ地震臨時情報（調査終了）」の場合

- ・通常通りの教育活動を行います。

#### 2 その他

- ・臨時情報（大地震警戒）の発表時における臨時休校の場合、tetoruやTeams等による安否確認を行います。
- ・児童クラブについては、暴風警報発表時と同様の対応となります。
- ・地震発災時においては、tetoru等により安否確認を行います。
- ・学校から、tetoruによりお知らせを送信する場合があります。tetoruへの登録がまだお済みでない場合は、登録をお願いします。

問い合わせ先 安城市教育委員会学校教育課  
電 話 0566-71-2254

## 南海トラフ地震臨時情報発表後の対応について

※南海トラフ地震に限らず、大規模地震発災時は同様の対応となります。

## 南海トラフ地震 発災時

市教育委員会

①安否報告の要請

一  
斉  
送  
信

安城市教育委員会より tetoru の出欠席報告機能等を用いて、安否確認の要請をします。  
確認が取れない場合は学校より、ご連絡する場合があります。

学 校

③安否情報の受信

情報を確認し、未報告者へ電話等で確認

送  
信

各 家 庭

②安否の報告

tetoru を用いて学校へ送信

## 南海トラフ地震 臨時情報 発表時

巨 大 地 震 警 戒

====

学校は巨大地震の発生に留意しつつ、通常の教育活動を継続（※1）

巨 大 地 震 注 意

====

学校は巨大地震の発生に留意しつつ、通常の教育活動を継続

臨時情報（調査終了）

==

通常の教育活動を継続

※1：県立学校とは対応が異なる